

令和6年10月から 児童手当の制度が改正されます

令和6年10月分（令和6年12月支給）の児童手当から、制度内容が改正されます。新たに対象となる世帯は手続きが必要です。現受給者世帯および対象になると見込まれる世帯には役場保健福祉課社会福祉係より文書にてご案内いたします。また、単身赴任中で幌延町に住所を有し、下記支給要件を満たしている世帯も対象になりますので、詳しくは役場保健福祉課社会福祉係へお問い合わせください。

1. 改正内容

①所得制限の撤廃

所得制限限度額及び所得上限限度額を超過していた方も支給対象となります。

②支給期間を中学生までから高校生年代まで延長

「高校生年代」までとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます。

③第3子以降の支給額を月3万円に増額

第3子以降の加算に係る兄弟姉妹の対象範囲を大学生年代（22歳到達以後の最初の年度末）まで延長。

④支給回数を年3回から6回に増加

偶数月での支払いになります。

2. 支給額

区分	改正前 (令和6年9月分まで)			改正後 (令和6年10月分から)		
支給対象児童	15歳到達日以後の最初の年度末までの児童			18歳到達日以後の最初の年度末までの児童		
所得制限	あり			なし		
月額	3歳未満	一律	15,000円	3歳未満	第1子 第2子	15,000円
	3歳～ 小学校修了	第1子 第2子	10,000円		第3子以降	30,000円
		第3子 以降	15,000円	3歳～ 高校生世代	第1子 第2子	10,000円
	中学生	一律	10,000円		第3子以降	30,000円
	所得制限限度額以上 (特例給付)	一律	5,000円			
	所得上限限度額以上	支給なし				
支給月	年3回（2月・6月・10月） ※各前月までの4ヶ月分を支給			年6回（偶数月） ※各前月までの2ヶ月分を支給		
第3子以降 加算の対象	18歳到達以後の最初の年度末まで (高校生世代まで)			22歳到達以後の最初の年度末まで (大学生世代まで)		

お問い合わせ先：保健福祉課 社会福祉係 電話：01632-5-1113 告知端末機：5-8813